

令和4年12月20日

保護者の皆様へ

太田市教育委員会
教育長 恩田 由之
(学校教育課)

冬季休業中の感染症対策と感染報告及び緊急時の連絡について

年末厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染者数の増加傾向が続いている中で、季節性インフルエンザの同時流行が心配されております。

このような中で24日から冬季休業が始まります。新たな感染の広がりを防ぎ、安心して年末年始を送るために、下記事項に十分ご配慮いただき、感染症対策の徹底を引き続きお願いいたします。

記

1 冬季休業中の感染症対策について

- 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、基本的な感染症対策の徹底にご協力をお願いします。
- 年末年始を迎えるにあたり、大人数の集まる場所への外出、会食や交流につきましては、感染拡大の未然防止の観点から十分注意をお願いします。
- お子さん及び同居家族に風邪症状等が見られる場合は、学童・プラッツの利用や、部活動等への参加を見合わせていただき、受診をお願いします。

2 お子さんに新型コロナ感染が確認された場合の学校への連絡について

- 学校閉庁期間を除く冬季休業中にお子さんの新型コロナ感染が確認された場合、学校への連絡をお願いします。
(16時以降の感染確認は翌日に、また土日、祝日に新型コロナ感染が確認された場合、休み明けに連絡をお願いします。)
- お子さん及び同居家族に新型コロナ感染が確認された場合、「療養期間及び濃厚接触者としての待機期間」に沿って対応をお願いします。

3 お子さんに季節性インフルエンザ感染が確認された場合について

- 冬季休業中にお子さんの季節性インフルエンザ感染が確認された場合、学校への連絡の必要はありません。
- お子さんの季節性インフルエンザ感染が確認された場合、同居家族が自宅待機する必要はありません。ただし、感染力が強いため、ご家庭での感染拡大防止にお努めください。

4 学校閉庁期間(12/29~1/3)の学校への連絡について

- 学校閉庁期間(12/29~1/3)の新型コロナ感染の連絡については、1月4日以降、学校に連絡をお願いします。
- 学校閉庁期間(12/29~1/3)の緊急時の連絡(事故や急な入院など)については、学校に連絡をお願いします。(30秒以上かけるとつながります)